評価対象期間:令和4年4月1日~令和5年3月31日

施設名	高松市立中央公園ほか30公園、緑地等

指定管理者	香川県造園事業協同組合	施設所管課等	公園緑地課
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)	公募・非公募の別	公募
所 在 地	高松市番町1丁目11番1号ほか		清掃業務、ごみの収集・運搬・処分等、設備等の保守・ 点検、芝生管理、花壇管理、樹木管理、施設修繕、遊具
施設の概要	園路、広場、修景施設、遊戯施設、便益施設等	業務の概要	の点検等

	項目名	令和4年度	令和3年度	項目名	令和4年度	令和3年度
利用状況等						
収支状況等	指定管理料	30,647 千円	30,647 千円			
	収入実績(総額)	950 千円	770 千円			
	合計	31,597 千円	31,417 千円			

評価基準 評 価 項 目		指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
1 基本事項	①法令上必要な知識等、安全対策、危機管理	・関係法令については、計画段階・実行段階・再計画段階と運営を進める中で、法令目的に則した管理運営を行いました。 ・スケボーの利用やスパイクシューズの使用等危険な行為については、発見次第、 ロ頭で注意し、禁止を促す看板を設置しました。	В
· 坐不爭攻	②個人情報の保護、情報公開、環境への配慮	・個人情報については、「香川県造園事業協同組合個人情報保護方針及び同保護規程」に基づき管理しました。 ・環境への配慮として、発生したゴミについては、全て分別回収、保管し資源の再利用を目指して処理を行いました。	
2 住民の平等な利用	①管理運営、施設事業との関連性	・地域の企業や諸団体によるボランティア清掃に対し、集めていただいたゴミは分別し処分しました。 ・中央公園において使用が禁止されているスケートボードや後を絶たないハトのエサやりについては、根気強く注意を促す必要があります。	В
確保	②平等な利用の確保	・芝生広場でのサッカーや野球等、独占的な利用や芝生を傷めるスパイクの使用、 硬いボールの使用等については、声掛けを行い、平等な公園利用に理解を求めま した。	
	①利用促進対策	・新浜緑地において希少植物であるアッケシソウの育成については、引き続き力を 入れ、種のまき方やカヤの除去に工夫をしました。 ・中央公園において、特に利用者が多い芝生広場においては、エアレーションや施	В
	②広報·PR対策		
3 施設の効用の最大	③企画事業・自主事業	肥、スプリンクラーの取替えや調整を行いました。	
限の発揮	④市・関係団体・地域等との連携	・ランナーが伸びやすくするため、芝刈りを頻繁に行いました。・花壇を美しく保つよう、雑草の抜き取りを頻繁に行いました。	
	⑤サービス向上の取組	・ハチの巣の駆除、不法投棄の処理、トイレ詰まりや支障枝の撤去、害虫の発生等 の苦情につきましては、できる限り迅速に対応しました。	
	⑥相談・苦情への対応	の古情につきましては、できる限り迅速に対応しました。	
	①職員確保計画等	・中央公園におきましては、管理を安定して行うために、なるべく清掃業務内容に よって、人員を固定しております。そして、3~4人を1組としてローテーションを組み経	
	②教育・研修		
4 管理を安定して行う ための人員及び	③就業規則等の遵守	験豊富な人を各組1人配置し、作業の要領やポイントをみんなに伝えて作業効率の 向上に努めました。	В
財政基盤の確保	④施設運営の健全性の確保	・土、日、祝日および夜間など緊急を要する場合に対応するため、各管理会社に常時1名づつ職員を配置しております。 ・損害保険につきましては、引き続き「指定管理者賠償責任保険」に加入しておりませ	
	⑤損害保険等		
	⑥収支計画と執行管理	इ .	
	①収入の確保・適正な人件費		
5 管理に係る経費の	(②連宮経費の節減対策・コミュニティビジネスの) 視点	決定後も値交渉を行っております。	D
縮減	③経営の効率化	・日常業務において、これ以上人員を削減することは難しい為、作業をいかに効率よ く行うかというところを見直しました。	В
	④合理的な会計制度	THE COURT OF THE C	

総合評価コメント	総合評価
施設数が多く所在地が広範囲に点在するなか、各公園の定期的な安全点検や園内巡視に適切に努めている。また、常に公園緑地課と連携を図り、苦情等に迅速に対応したほか、利用者が快適に利用できるよう、清掃業務等を行い、遊具やトイレ等を清潔な状態に維持管理している。施設の老朽化が進行して頻繁に修繕が必要となってくるなか、常に相見積等を行い、修繕費削減を図っていることや、発生したゴミは分別回収し、資源の再利用及び経費縮減を目指して取り組んでいる。中央公園は市の中心部にあり、多くの人が利用するため、禁止行為のスケートボードの使用やハトのエサやり、ごみの不法投棄等もあるが、必要に応じて、公園緑地課と連携しながら迅速に対処している。自主事業では、「さぬきの公園めぐり」スタンプラリーの対象公園として、「さぬきの公園マップ」に中央公園を記載するなどして、PRに努めている。新浜緑地において、環境省から絶滅危惧種に指定されている希少植物であるアッケシソウの復元に4年程前から力を入れ始めて、引き続き育成方法にさらなる工夫をこらしている。また、中央公園においては、地域の企業や学校、諸団体による清掃ボランティア等、公園維持管理に地域や企業等の協力も得ている。本市を代表する公園が身近な公園としての役割を果たすような独自の取組もみられ、清潔で美しく維持管理できている。総じて、指定管理の業務は良好に行われており、当初の事業計画の内容を概ね達成していると判断するものである。	В